

令和8年第1回砂川市議会定例会

令和8年3月17日（火曜日）第6号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算
[第2予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 5 号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第 1 8 号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7 号 令和 8 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 8 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 8 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 8 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 8 年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 8 年度砂川市病院事業会計予算
[第 2 予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君

辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長 兼 会 計 管 理 者	三 橋 真 樹
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	野 田 勉
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	下 道 く み こ
-------------	-----------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第7号の総括質疑を前日に引き続き行います。
質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算の総括質疑を行います。

大きく2点質疑をしたいと思います。まず、1点目は、駅前広場の整備と砂川駅前施設すないうるを中心としたまちなかの活性化についてをお伺いします。砂川駅を中心とした広場の整備と砂川駅前施設すないうるの完成は、市内回遊の促進を図るには相乗効果があり、今後期待が膨らみますが、以下についてお伺いをしたいと思います。まず、1点目で駅前広場の具体的な工事の内容をお伺いするんですけども、私は社会経済委員なんですけど、民間と協働してやるというお話は聞いてはいるんですけども、今まで具体的にどういう形になっていくのかというのは全く知りません。今回3,000万円の予算がついているんですけども、駅前広場の具体的な工事内容をまずお伺いしたいと思います。

2点目は、市内回遊の促進を図る具体的な方策についてお伺いをします。

大きな2点目としては、流雪溝の維持管理についてをお伺いします。まず、1点目としては、令和8年度の流雪溝に流れる温水はどの程度かをお伺いします。

2点目に、来年3月末には北海道電力株式会社砂川火力発電所が廃止になるんですけど、流雪溝は維持できるのかという質疑をするんですけども、私はこれまでいろいろとお話を聞いている中で、いよいよ北電の砂川火力発電所が廃止になるというこの時点で一番心配なのは、流雪溝の維持に関しての心配事は砂川発電所の持つ水利権の問題だということなんです。もちろん石狩川は1級河川であって、水利権を得るためにはかなり厳密なというか、1級河川の場合は特定水利使用といって、許可する人は国土交通大臣なんです。それほど河川から水を取る権利というのは大変なことでありまして、その目的もとにかくはっきりしているんです。先ほど言った特定水利使用というのは河川法の施行令第2条第3号ということで、この砂川火力発電所の場合は出力最大1,000キロワット以上の発電のためというのが大きな目的で水利権を得ているはずなんです。もちろん砂川発電所は、1,000キロワットどころか出力合計25万キロワットですから、当然国交大臣の許可を受ければ水利権が得られるという結果として今があると思うんですけども、この水利権の存続というのは、その占用目的がなくなった場合には水利権が廃止されるということが大前提としてあります。つまり来年3月末には砂川火力発電所が廃止になるので、その占用目的がなくなってしまうという可能性が十分あるわけです。今のところ跡地利用として同じような発電施設ができるなんていう話は一切出ていませんし、他の目的で使用するにしても、まず今のところは北電が持つ石狩川からの水利権は発電を目的とした水利権なわけですから、発電所が廃止になると同時に多分この水利権が廃止になるだろうと私は考えるものですから、この水自体が入ってこなくなったときに果たして流雪溝というものが維持

できるのかどうかということなんです。そんな水利権の今お話をしましたけれども、そのことも含めて、来年3月末に火力発電所が廃止になるんですが、流雪溝は維持できるのかどうかをお伺いします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君（登壇） 私から大きな1番の（1）と大きな2番について順次ご答弁申し上げます。

初めに、駅前広場の関係でございますが、駅前広場整備工事費の予算に関しまして工事に至りますこれまでの経緯も含めましてご説明申し上げたいと思います。駅前からパークホテルの駅前広場につきましては、供用開始から37年ほど経過しておりまして、全体的に老朽化も進んでおります。樹木も大きくなりまして、かかる維持経費も大きくなってきているという状況でございます。このほど株式会社SHIROさんより、パークホテルの改築計画に伴いまして、駅前広場の公園的に利用されておりますパークホテル側の半分ほどになりますけれども、市有地、こちらを購入して一体的に整備したいという申出がございましたので、市では土地利用検討会議において内部検討を進めまして、これまでと同様の施設として整備、利用するというを前提に土地の売却を決定いたしまして、本年1月に土地の売買契約を結んだところでございます。現在パークホテルの改築工事というのが進められているんですけれども、この広場というのが駅前広場として一体的に整備されてきたといった経過がございますので、売却後もこの改築事業と連携して一体的な施設として整備を進めるように協議、設計、打合せを進めてきたというところでございます。全体的な整備のイメージとしましては、まず駅前からパークホテルまでの歩行者の動線を確保すると、そして現在よりも樹木ですとか花壇の部分、こういった段差を減らすことによりまして全体的に見通しのよい明るい広場となるようなイメージで計画しているというところでございます。

工事の具体的な内容でございますけれども、通路となりますインターロッキングの舗装の打ち替え、それから今ありますレンガ調のタイルの擁壁があるんですけれども、これらの撤去、それから大きくなりました樹木の伐採あるいは移植、そして銅像がありますので、これの移設、そしてベンチ等の更新、こういったことを考えております。さらに、ちょっとこれは道路になるんですけれども、広場に面しております駅前の南北の通り、路線名でいきますと市道東1条北通りになるんですけれども、ここの車道部分を一部拡幅しまして、車が3台ほど滞留できるようないわゆる停車帯、これを設ける予定で考えております。こういった整備によりまして、駅の利用者、そして歩行者あるいは送迎車、こういった方々の利便性の向上を図ることを目的としております。

続きまして、大きな2番の流雪溝の関係でございます。まず、1点目の温度の関係なんですけれども、流雪溝を流れる水温につきましては、令和5年度、そして6年度と調査を

実施しております。ご承知のとおり北電も毎日発電しているわけではないということで、発電があった場合につきましては約7度程度、発電がない場合で約2度から4度程度というデータを取っております。また、長い区間を流れますので、上流から流末までに温度差というのが、下がっていくんですけども、大体これが約2度から3度程度流末までに下がるというようなデータを取っております。これまでの運用期間におきましても、いわゆる発電がない状態での通水というのは相当日数ございまして、その期間におきましても問題なく使用されてきているという状況を確認しております。よって、令和8年度につきましても、発電の状況にもよりますが、水温に関しましては同様の水温で推移するものと考えております。

続きまして、火力発電所廃止後の流雪溝の維持という関係でございますけれども、まず今現在北海道電力火発廃止後におきましても流雪溝が継続利用できるように国、開発局と北海道、そして北電と協議を現在も重ねているという状況でございます。市としましては、現在の施設を最大限活用して、必要な修理、修繕を行いながら当面の間継続利用できるような要望を続けております。実際の協議に当たりましては、先ほどお話もありました水利権のお話、それからいろいろな設備の改修ですとか諸課題がございますので、現時点におきましては最終結論、話の整理には至っておりませんが、遅くとも令和9年度のシーズン前には継続利用が可能となるよう鋭意協議中であるという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、私から大きな1点目のうち、市内回遊の促進を図る具体的な方策についてご答弁申し上げます。

本市の玄関口でありますJR砂川駅の駅前広場の在り方により町の第一印象が決まるとともに、観光客の受入れや市民の生活の質の向上を両立させるものであり、広場の改修に伴い居心地がよい空間を創出することでまちなかに出かけたくなり、まちそのものの魅力向上や地域活性化につながるものと考えております。一方で、まちなか交流施設を新たな経済活動の拠点として、商店街や地域活動の連携により中心市街地の活性化につながっており、具体的には複数スポットを巡る滞在を楽しめるスイートスタンプラリー、巡る手段としてSuBACoのレンタサイクル、エリアへの誘客としてすないうの居心地のいい空間カフェ、体験型ワークショップやイベントの実施、キッチンカーの出店、市内店舗を紹介するショップカードを作成、それから市内企業を紹介する書籍などを実施しており、駅前広場の改修により、さらなる相乗効果が期待されております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まちの根幹をなす総括質疑だと思って質問したんですけども、お二人の部長は非常に簡単な答弁で、2回目の質問のやりがいがあるというもの。ちょっと写真を1枚出します。今出す写真は、それこそ今の駅前広場をある程度全景が見えるような状態に写してきました。今のお話でいくと、何かこの辺のインターロッキングも替えるんで

しょうか。タイルっぽいものというのはこういうところですか、こういうのを取ってしまうんですかね。それにしても、私たち議員、これから3,000万円の市民の税金を使った工事費を予算可決するかどうかという段階で、今みたいな説明で3,000万円を了と言えるのかという気持ちは十分あるんです。ポンチ絵というか、概略図みたいな1枚でも見せてもらえないものかと、今資料請求するわけにはいかないんです。少なくとも社会経済委員会にそんなものが出ていてもいいんじゃないかと思うんです。全く分かりませんよ、どんなふうになるのか。

この公園は意外と見ると、これは冬に撮っているの、木々がそんなに鬱蒼としていませんけれども、この木なんか葉っぱになったら物すごいですよ、わあっと。しかも、ここは、カラスの巣がありますけれども、カラスがすごいんです、ここのカラス。私2回襲われているんですけれども、とても危険な状態というか、またその木々が緑豊かな公園都市という感じではなくて、投げっ放しの鬱蒼とした木々という感じの残念ながら風景です。この辺の木というのは、これはどんなふうにするのか、少し刈り込んできれいにしようとするのかどうなのかなんですけれども、それからこのモニュメントはやはり残すんですか。このモニュメントは、昭和といえば昭和なんですけれども、結構大きなもので、何かちょっとイメージ的にこれからもし変わっていくんだとするならば、もうちょっとこれをどこかへ移設するのかなんとかということは考えられなかったのかなと思うんです。

ここですけれども、これが今のパークホテルで、テントがかかっている今改築中のパークホテルということになるんですけれども、今の1回目の部長の答弁でいくと全くイメージがつかめないの、この写真が必要だったらまた出しますけれども、今自転車が止まっているところがあります。ここが普通の入り口なんですけれども、ここら辺が全体的に、ああ、変わったなというぐらいまでになるのかどうかなんです。市の予算としては3,000万円ですから、実はそう大した金額ではないかなと、インターロッキングをもしこれ全部替えるだとか、木の伐採はどうか分かりませんが、このタイルをなくすだとか、それから歩道を寄せて車を何台か置けるようにするというようなお話もあったので、それで終わるぐらいかなという感じはするんですけれども、あとはこの公園の中はみんな民間の方がやってもらえるのか。ただ、民間が買った土地というのはごく一部の土地ですから、こちらまで手がつくのか、民間がお金を出してやってくれるのかというのはちょっと不思議にはなります。多分そうじゃないんだとすれば、全体像としてはあまり見た感じが変わらないのかな、どうかなというところを次にお伺いをしたいと思います。民間と行政との仕事の比率というか、それはどんな感じでやられようとしているのかも併せてお伺いしたいと思います。

それで、2点目として、市内回遊の促進を図る具体的な方策、もう一枚出します。お話を質問したんですけれども、経済部長はいいことを言ってくれました。この広場の改修とともに、ここはもうとにかくまちの第一印象の場所だし、まちなかに出かけたくなるよう

な雰囲気をつくっていきたいというような1回目の答弁でした。駅前です。ここに初めて降り立った人は、果たして今経済部長が言ったようないい印象を持たれるのでしょうか。私は、決してそうは思えないんです。最近ちょっと諦められてしまったのか、聞かなくなっただけですけども、市内の企業の何人かの方々から、駅前があまりにも寂し過ぎて本州から来たお客さんに砂川駅で降りてもらおうのがちょっと恥ずかしいので、滝川駅まで行ってもらって、そこまで迎えに行っているのだというお話を何回か聞いています。本当に最近では聞かなくなったので、小黑さんに言ってももう無理かなと思われているのかもしれないんですけども、間違いなくそういうふうに私は言われています。正直言って、残念ながらやはりその気持ちも分からないでもないと思います。

私が今回期待したのは、この駅前広場が整備されるということになるので、当然この周辺も、今ではないにしても何らかの形で何とかしようという気持ちが市長の気持ちの中にはもう芽生えているんだろと思うているんです。それが、先ほど経済部長がおっしゃった、まさに駅を降りたらまちの明るい第一印象と、それからまちなかに出かけたくなるようなという駅前になっていくという希望を持ってのお話だったのではないかと考えているんですけども、今すないるの話を私はしてしまして。すないるは、指すのが難しいですけども、駅前施設と言っていますが、一部見えるところがこれです。残念ながら、駅を降りて、国道にある駅前施設すないるのちょっと木でできたかっこいい部分というのは一切見えません。見えているのは商工会議所の建物の部分、全部が平屋ですけども、これも非常に残念なんです。あれが少しでも見えていければ、あんな施設があるんだと。しかも、あの施設は、そこに行けば市内が何でも分かるという案内所、観光協会も入った案内所になっているわけですから、まずあそこに行ってもらえれば砂川の情報を得ることができるとは思いますが、そうなれば回遊してもらえらるだろうと思えるんですけども、駅へ降りました、ずっと残っているCDショップがあります、どう考えたって、ここからどこへ行くんだらうと、私はどこへ行けばそのすないるに行けるんだらうということすらも分からない今の状況だと私は思っています。

何とかしませんか、市長。すないるそのものが市民の利用があったり、いろいろなことがあって、最近では市政執行方針の中でも大変ボリュームを持って書かれてあります。市内の方は分かっていますね、あそこがどういう場所か。でも、せっかくなら駅を降りた方も、やはりあそこに行けばまちなか全部の情報が得られるはずですから、そうしたいと思うし、企業の人たちが自分のところのお客さんを砂川駅で降ろしたくないなんて、そんな寂しい話をいつまでもさせておくわけにはいかないだろうなと私は思います。この写真、もういいですね。よく皆さん、これを見て覚えておいてください。ということで、何らかの形でこの駅前周辺、すないるまでに至る過程だけでもいいんですけども、何とかしようというお気持ちはあるのかないのかなんです。せっかく駅前広場に民間と協力し合っ手をつけたんですから。

もう一つは、今SHIROのパークホテルが改築中ですから、本体には30万人、40万人と来てくれているという話ですから、集客力のある会社なんですから、パークホテルも改築リニューアルされた暁には多分お客さんが泊まるようになると思うんです。私は、泊まってもらうというのはとても大事なことだと思っていて、これまでは砂川は通過のまちだと言われていたんですけども、もしかすると若い女性を中心なんじゃないかな、SHIRO目当てに来るお客さんだとすればそうでしょう。今までなかったお客さんたちが泊まってくれるということなんです。泊まってくれるというのは、時間がたっぷりあるお客さんなんです。もしかしたら、SHIROへ行って、荷ほどきをこのパークホテルでして、さあ、どこか時間があるから面白い場所ないかなと夜のまちに行ってくれるという可能性だって十分あるお客さんですよ、通過型の方とは違うお客さんなんです。私は、物すごいチャンスが今来たんだろうと思っているんです。だったら、そのお客さんをまずすないうるに導いて、すないうるへ行けばこの飲み屋さんが面白そうだとか、こんな特色のある食べ物屋さんもあるんだということが分かるはずなので、そういう道順というか、黙っていてもすないうるに行けるような状況というのをつくり出すべきだと私は思うんです。

でも、今のお話でいくと、この広場の改修そのものすないうるに向けての、あるいは市内回遊、いわゆる歩いて暮らせるまちづくりというのは、これは砂川市の場合はずっと昔から言われているんです。駅東部開発をしたときには、あそこに公営住宅を何棟か建てて、ゆうを造って、自由通路も造って、そうすれば駅東部から歩いてみんながこちらに来れるというのが第一の目的として駅東部開発はされたんです。ところが、残念ながら駅前に来て何もないので、やはり公営住宅の人たちは農協に行ってしまうという状態で、歩いて暮らせる中心街、まちなかという目標にはまだ至っていないんですけども、ぜひ市長には歩いて暮らせるまちなか、今経済部長がおっしゃったまちなかが出かけたくなるような、そんな雰囲気づくり。決して今はないと私は思っていますけれども、そういう方向性というのをやはり飯澤市長にしっかりとやってほしい。来期はまずそこと、ぜひお願いしたいと思うんですけども、市長はそういうことはどうなんでしょうか、頭の中に持っていらっしゃるのか、やる気十分でいらっしゃるのかどうなのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

大きな2点目に行くんですけども、先ほどの流雪溝の関係です。一番最初に私は水利権のお話をしたんですけども、残念ながら部長から水利権に関してのお話が出てきませんでした。1回目の答弁の中ではあまり出てきませんでした。だけれども、これが一番大事なところではないかなと実は思います。だって、水利権廃止になってしまったら水が来なくなるんだから、水が来なくなったら、温水であろうと7度であろうと2から4度であろうと雪を入れても流れないじゃないですか。こういうのは交渉の中で当然出ている話ですよ。先ほども言ったとおり、国土交通大臣は占用目的がなくなった場合には水利権は廃止されるとはっきり言っているわけですから、つまり占用目的は発電ですよ。発電が

止まったと同時に水利権を返せと、水利権はもうありませんよと言うに決まっていると思うんです。砂川だけ特別に許すなんていうことにはなるわけじゃないですよ、普通からいったら。そうしたらほかのところだって許さなければならなくなってしまうわけだから、よっぽどのことがない限り、発電をやめても、目的外使用ということになると思うんだけど、そういうことが許されるなんていうことは私はまずないんだろうと思っています。

この心配は一体どうなのか、次に答えていただきたいと思うんですけれども。今部長は最大限の交渉はしていると、当面の間は何とかなるかもしれないようなお話もされていましたが、令和10年の使用のときには可能となるよう鋭意協議中、話し合っている限りは鋭意協議中なんでしょうけれども、一番心配な水が来なくなる可能性がとても高いということについて今まで何の話もないんです。私は、ただ時間を延ばしていくというのは決していいことではないと思っています。可能性がないのであれば次の手だてを考えなければいけません。ぎりぎりまで引っ張っておいて、実は水利権が廃止されました。だから、流雪溝使えませんかなんていったら、今まで利用している人たちにとっては大変なことになります。だから、駄目なら駄目で早く皆さんにお話をしなければ、次の準備にいきませんよね。

私が今相当厳しくなっているんじゃないかなと想像するのは、今回の市長の市政執行方針です。令和7年の市政執行方針には、北電火発の跡地利用について引き続き本市にとって最善の策となるよう働きかけるほか、冬期間における安全で快適な市民生活に欠かせない流雪溝については、発電所廃止後も利用できるよう関係省庁と協議を進めてまいりますと去年の市政執行方針にはありました。しかし、今年度の市政執行方針には火力発電所の廃止、北電跡地の利用、冬期間のインフラの流雪溝の維持については一言も触れられていません。こんなに大事だったはずのことを市政執行方針の中に入れていないはずがないんです。継続中であるならばですよ。書かれない、演説されないということは、市長はもう諦めているんじゃないんですか。2回目ではっきり聞かせてくださいよ。市政執行方針は、市長の思いの全てが書かれるものですよね。その中に北電の火力発電所の廃止のことを一切触れないということは何なんですかね。

私が邪推するのは、市長はもう諦めているんだなと。だから、諦めているのをみんなにそれとなく知らせるために触れないほうがいいかなと。そんなことをするような市長だとは私は思いたくはないんですけれども、全く触れられないということはそういう邪推も働いてしまうということです。本当にこの流雪溝のことをこれからどうするんだろう、どうなるんだろうというのを2回目に質問をします。

それで、部長、私のアンケートに答えてもらえますか。火力発電所が廃止になった後、流雪溝が存続できるかどうかということで、私は建設部長は交渉人としてはとても能力の高い人だと思っています。だから、今まで北電といろいろ交渉している過程の中で流雪溝のこともかなりしっかり言ってくれているはずだと思っています。私の答えてほしい

アンケートなんですけれども、流雪溝が存続できることについて、①相当厳しい、②ちょっと厳しい、③何とかかなりそう、④維持できる、この中から1つ選んでもらえますか。

以上です。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 順次ご答弁申し上げます。

初めに、駅前広場の工事の関係なんですけれども、まず先ほどご答弁申し上げたとおり工事の取っかかりといいますか、パークホテルさんの改修に端を発しているよというところから始まりまして、駅前広場の整備されてきた過程につきましては、もともとJR用地であったところを都市計画に基づいて駅前広場として全体を一体的に整備してきたという経過がございます。それで、一部市有地があったものですから、パークホテルの真ん前のところ、ここは売却して一体化するという取っかかりがあるんですけれども、そもそもが都市計画法に基づいて定められたエリアでございますので、大きくいじることはできないんです。それと、さらにパークホテル側に流雪溝も入っておりますので、掘削したりですとか、上物を造ったりというような大がかりな整備というのはもともとできないよという認識の下にSHIROさんとも協議を続けてきたということでございます。

ですので、今現在の駅前広場の島といいますか、おのおのものがあるエリアというのを大きくいじるということはまずできないということでございます。ただし、上物でありますところのインターロッキングの打ち替えですとか、擁壁の撤去ですとか、それから木の関係につきましても、いわゆる大きくなってしまった木につきましては大方伐採、移設となっておりますので、今日に入る非常に大きな木につきましては軒並みなくなるようなイメージとなっております。それから、全体的な整備ということで当初からSHIROさんと協議を進めてまいりましたので、パークホテル自体の設計、それから駅前広場への一連の設計、こちらはSHIROさんが委託する設計会社でしております。そこに原課で協議に参加しながら内容を調整していつているという経過がございますので、そのパース的なもの、絵的なものにつきましてもこちらもちょっと提供を受けているような状況でございます。その辺を確認しましたところ、SHIROさんで公開していただけるという話は確認しているんですけれども、現時点でまだ公開に至っていないということで、少しずつ変更を加えているところもあるようございますので、そういったこともあって、いずれ絵的なもの、パース的なものにつきましてはSHIROさんから公表がされると聞いております。

それから、負担割合の関係なんですけれども、駅前広場全体の工事として捉えておりますので、そのうち今回土地を売却したところのパークホテル側の整備につきましてはSHIROさん側の負担、そして残る駅側のエリアの工事費につきましては今回予算計上いたしました、概算なんですけれども、市で負担ということで、全体の工事としては1つの絵になるんですけれども、その中でSHIROさん側と市で工事費の負担割合をしていると

いうことになります。

それと、モニュメントなんですけれども、構造的には一番目立つものなんですけれども、こちらにつきましては当初やはり移設を検討しておりました。ところが、いろいろ調べていきますと構造が非常に独特といたしますか、ばらして移設することまで考えて造っていないものですから、恐らく今の見立てでは下手に移設しようとするとう間違いなく破壊されてしまうということが判明しておりますので、簡単に移設というのはちょっと難しいねという状況に今ございます。となってくるとどうするかというと、側だけ取って、周りの擁壁だけ取って、モニュメントの本体は残すのか。あるいは、これは例えの話ですけれども、なくなってしまうのかということところがちょっと今難しいところでございますので、この辺は目下協議中というところでございます。駅前広場に関してはそういうことになります。

次に、流雪溝の関係ですけれども、まず水利権の話を種々お聞きいたしましたけれども、水を取る、水を流すということにおいて水利権というのが一番大きな課題であるというのは、これは当初から重々承知していることとございまして、これが一番大きな課題となっております。今現在石狩川から取水しております水の水利権につきましては、北電さんが発電してタービンを冷やすための工業用水としての水利権として保有されております。これのごく一部を流雪溝に流しているという仕組みで、冬トピア構想から始まりまして現在に至るまで流雪溝として流しているわけなんですけれども、当然この火発廃止後につきましては自動的に水利権というのも消滅するということが前提として分かっておりましたので、黙っていれば流雪溝が使えなくなりますよという状況だったんですけれども、ではどうするかと、何かその水利権の問題をクリアして引き続き流雪溝に水を流すことができないかということとをずっと協議してきているわけなんです。これは、おっしゃるとおり非常に難しい課題でございます。簡単にこちらからあちらというような問題ではございません。ですので今までかかっておりますし、今現在もこの点を中心にして協議を進めております。

それで、アンケートに答えるという形が答弁として適切なのかどうかはさておきとしまして、冒頭、先ほどのお話の中にありましたけれども、駄目なら駄目でのようなお話もございましたけれども、本当に可能性がなければもうやめています。できないのだったら、考えてもしようがないと思っております。ただし、可能性はあります。それがどの程度厳しいものなのか、どの程度可能性があるのかということにつきましては、目下交渉中のお話でございますので、ここでは触れません。ただし、それがどの程度かは別として、流雪溝に水を流し続けるということに可能性がある限りは今後もしっかりと協議を続けていって、できるだけ早く市民の皆様にお伝えしたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 まちなか回遊について2点ほどありましたので、私からご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の駅前のような様々な民間の施設があるということでしたが、令和7年6月の議会で中小企業等振興条例と企業振興促進条例、この2つを改正いたしまして、店舗の新設とか改修についての支援、または観光事業については新設、増設、また改修するための支援を整備いたしました。すなわちの開設を契機にまちなか回遊していただけるように、店舗等事業者にも協力いただいて町並みをよくしていただきたいということでこの改正をしたわけですから、これらを活用してそれぞれのお店、事業者の方々に町並みをきれいに整備していただけることを望んで期待しているところでございます。また、現在も東1条北通り、通称銀座通りかと思いますが、そこもある店舗は改修していきたいというお話もいただいておりますので、少しずつ町並みも変わってくるのではないかと期待しているところでございます。

2点目の周知についてでございますけれども、すなわちの場所が分からないというお話をいただきました。私どもは、JR砂川駅にパンフレットは置かせていただいております。置くようお願いしております、いつも置いてあるかと思っております。私どもも旅行に行ったときに、ネットで見るか、駅に降りたときに何を見るかといったら、やはりパンフレットですとか看板を見るとかというのはあるかと思っております、やはりパンフレットというのが一番場所とか、何を書いてあるかというのが分かりやすいかと思っておりますので、そのような努力はしているということをご理解いただきたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 市内回遊の促進を図るといえるか、駅前地区にほかから来たお客さんが砂川駅へ降りたときに寂しい思いを、寂しい風景を見て、なかなか砂川の駅に降りたくないというようなことではございましたけれども、実際にどうしても空き店舗ですとか空き地が増えている状況というのは私も感じておりました、あそこを何とかする気持ちはないかと言われれば、何とかしたいというのが思いでございます。なかなか行政が入って行ってそこに何かをするというのは本当に難しいものがたくさんあるとは感じてございます。ただ、民間の動きも徐々には出てきているように感じてございますし、何といても一番の課題が、もう数年前から取り組んではいるんですけれども、ビデオ店の権利関係が非常に難しく、一時進めていたんですけれども、今また暗礁に乗り上げているとも報告を受けてございます。まずは、駅を降りたときにすなわちが見えるか見えないかというのはまた別にしましても、あそこが駅を降りたときに明るいイメージを持ってもらえるような空間ができてくるというのが私の望みでもございます。

先ほど部長からも企業振興促進条例、そしてまた中小企業等の促進条例等も整備しながら、民間の方々があの地域に魅力を持ってもらえるような施策をつくってまいりたいとも思っております。何とかパークホテルさんが今年中にはリニューアルオープンできるとも聞いてございますので、あの地域が明るくなるような取組といえるか、どうしても行政は側面の支援ということにはなってまいりますが、そういったことを活用していただ

きながら魅力ある地域にしていきたいと思っております。

また、流雪溝についても、北海道開発局であったり札幌開発建設部、また東京に行った際には国土交通省の北海道局、それぞれに流雪溝の大切さ、そしてまた住民からの要望の強さ等も都度伝えさせていただいております。そういったことで、まず国の施設でございますので、この施設は必ず残してくれるような要望活動も随時続けておりますので、そういったことで各種いろいろな課題等々ございますけれども、一つ一つクリアできるように働きかけをしているということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時01分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後の質問になるんですけれども、建設部長は可能性はありますと、でも難しいのは相当難しい交渉になるんだろうと思うんです。さらに心配になったのは、今までやってきた建設部長がこの3月で役職定年になるんです。交渉力のある人間が交渉に立てないじゃないですか。これは大きなことですよ、実は。今までずっと関わってきて、最後の最後でしょう。自分も悔しいかもしれないんですけれども、こればかりはどうにもならないのかもしれないです。でも、幾らかでも可能性があるのなら、交渉力のある人間を残さないと成立はできないと思います。

駅前のお話もそうなんですけれども、ちょっと休憩を取ったので、冷静にお話をするんですけれども、先ほどのお答えの中で何か大がかりな工事はできないというようなお話もありましたね。私が言いたいのは、都市計画を変えてもいいから駅周辺は何とかしないと駄目だという思いなんです。そんな広場をちょこちょこと変えるだけの話ではないんです。昨日、お名前出して申し訳ないですけども、伊藤議員がJRの話をしましたよね。僕もずっと気になったんですけども、これを言ってしまうとまずいかなと思いつつ言わないでいた、砂川駅に特急が止まらなくなるかもしれないという話です。滝川駅まで5分しかないんですからね。だから、いつも砂川駅の話は砂川市が気にしているということをJRに知らせておかないとまずいです。そのようなことからしても、砂川駅前を大事にしているということをしっかり伝えるためには大がかりなことでもしようとする気持ちを持たなかったら駄目なんです。でも、先ほど市長は何ておっしゃいました。行政でやるのは難しいから、民間にやってもらおうかと。違うでしょう。まちの基盤をきちんと考えて、この地域はどうするかと考えるのが行政でしょう。だから、都市計画があるんでしょう。違いますか。そのために100何十人もの人たちがここで働いているんじゃないんですか。逃げたら駄目でしょう、行政が。市長、本当に民間に任せないと駅は何もできないん

ですか、駅前。市長の中には、こうしてこうなったらこの駅もまちなかもこうなっていくんじゃないかという思いはないんですか。民間にお任せするしか市長にはないんですか。最後にここだけ聞かせてください。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 駅前を何とかしようという気持ちというのは小黒議員と一緒にだと思っております。行政が中心となって何かをする、行政が事業をしていくというのは本当に先ほども言ったように難しいのかなと思ってございまして、そこはまちの人たちのいろいろな話を聞きながら進めていくというのはスタンスとしては変わっていないんですけども、やはり行政側の側面支援というのが一つ大きなものであると思っております。それをどう活用していただいて民間の方に動いていただくかというのが重要だと思っております。都市計画は非常にいろいろな制約があって、決めたものを動かしていくというのはなかなか難しいところもあると思っております。何とか駅前地区というのは明るい雰囲気を持っていけるような形で考えてございまして、いろいろな各方面、北海道であったりですとか国であったりとか、またJRも絡んできますけれども、そういった中で砂川市としてもどういった方向性を出せるのかというのは引き続き協議してまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、議案第7号、令和8年度一般会計予算について、市政執行方針に基づいて私は1点総括質疑をさせていただきます。

RSウイルスワクチンについてでございます。市長の市政執行方針において、健康づくり、疾病予防推進について、新生児や乳児のRSウイルスを原因とする疾患の重症化予防のため、本年度よりRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンが定期接種化されることから、医療機関の協力の下、接種体制を整備し、妊婦への能動免疫の増強を通じて乳児等の重症化に努めていくとのことです。私は、一昨年、令和6年12月、第3回定例会の一般質問において、高齢者の肺炎予防として、重症化を防ぐ観点から市としてRSワクチン接種費用の助成を提言いたしました。このときの答弁としては、国も公費導入を検討しているとのことから、動向を見ていくとのことでした。厚生労働省の専門部会では、昨年の11月に本年4月から妊婦を対象としたワクチン接種を始めるとの方針が示されておりました。このことから、以下の点について質疑をいたします。

1点目、今回の予算は妊婦さんについてのことですが、公平性から見てもほかに高齢者等については助成の検討をされなかったのかについてお伺いします。

2つ目として、妊娠28から39週に1回注射することで胎盤を通じて胎児に抗体が移行、出生後乳児が気管支炎や肺炎などで重症化するのを防ぐ効果が期待されているとのことです。今まで自己負担であるときにおいては何人の方の任意接種があったのかについてお伺いします。

3つ目、予算化されておりますが、224万3,000円は何名の予定目標としているのかについて。

4点目として、使用するワクチンはファイザーのアプリスボということで、厚労省は早産や死産などの重篤な副反応に関し重大な懸念は認められないとしているようですが、このことについて。

5点目、医療機関の協力など接種体制について。

6点目、妊婦さん対象ということもありますが、周知方法について。

7点目に今後のスケジュールについてということで、以上お伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） それでは、私からRSウイルスワクチンについてご答弁申し上げます。

初めに、高齢者等への接種に対する助成の検討はされなかったのかについてでございますけれども、高齢者などへのRSウイルスワクチンの接種につきましては、令和6年3月には定期接種化を検討しているワクチンの一つに妊婦へのRSワクチンとともに含まれたところでありまして、国の専門部会において高齢者などについては現状ではRSウイルスがどれくらいの重症肺炎に寄与しているかなど重症化に関するデータが乏しいことから、どのように情報を集めていくかについての整理が必要であるとされており、さらに企業からのヒアリングも含め、検討を進める方針とされておりますので、今後も引き続きその動向など情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、これまでの任意接種の状況ということでございますけれども、これまでの妊婦に対するRSウイルスワクチンの任意接種の状況といたしましては、市内では市立病院で実績がございまして、これまでの接種実績につきましては市内、市外の住民を含めまして16件と聞いているところでございます。

次に、接種の予定人数ということでございますけれども、令和8年度のRSウイルスワクチンの接種人数の見込みといたしましては、接種対象者が妊娠28週から妊娠37週に至るまでの妊婦となっていることから、既に妊娠届出をされている方のうち、接種対象に該当する妊婦26人、それと今後妊娠届出をされる方のうち、令和9年3月までに接種対象に該当する妊婦を52人と見込みまして、合計で78人を接種予定人数と見込んでいるところでございます。

続きまして、ワクチンの副反応についてということでございますけれども、今般のRSウイルスワクチンの定期接種化に当たりましては、厚生労働省は接種による主な副反応として、接種部位の症状として疼痛、腫脹、紅斑のほか、頭痛、筋肉痛を挙げているところでございます。また、RSウイルスワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方、妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方、また今までに妊娠高血圧症候群と診断された方などについては、接種に注意が必要な方としてあらかじめ医

師に相談が必要とされているというところでございます。

次に、接種体制ということでございますが、RSウイルスワクチンの市内での接種体制といたしましては、産科を持つ市立病院を接種実施医療機関として進めているというところでございます。

続きまして、周知方法でございますけれども、RSウイルスワクチンの接種対象となる妊婦への周知方法といたしましては、妊娠届出時に実施する妊婦への面談の際に周知をするほか、接種対象者が妊娠28週から37週に至るまでの妊婦となることから、妊娠24週から26週頃に実施している妊婦への中期面談の際にも周知を行いまして、併せて予診票を配付する予定としております。なお、令和8年4月からRSウイルスワクチンの定期接種化が予定されておりますので、対象となる妊婦のうち、事業開始時点で中期面談及び家庭訪問を終えている方には郵送での案内を予定しているところでございます。

次に、今後のスケジュールということでございますが、今後令和8年4月からのRSウイルスワクチンの定期接種化に向け、国において法整備が行われる予定でありますので、法の改正内容に基づき、接種実施医療機関である市立病院との予防接種委託に係る事務を進めるほか、接種対象となる妊婦への周知のための案内文、説明書、予診票の作成を行いまして、事業開始時点から滞りなく進められるよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ありがとうございます。それでは、再質問ではどうしても気になる部分なんですけど、1点お伺いしたいと思います。

4点目の私の質疑では、厚労省は副反応は認められないとのことで、先ほど部長からは何点かの副作用があるんだというようなお話もいただいたんですけども、コロナのときとか、そういったときもあったんですけども、やはり心配するのはそこなんですけれども、医者に相談ということはもちろんだと思うんですけども、救済制度というものがあるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 救済制度ということでございますけれども、このRSウイルスワクチンの定期接種により重い副反応が起きてしまった場合などについては、国などに相談窓口が設置されているところでございますけれども、このようなワクチンにつきましては、極めてまれではございますけれども、副反応による健康被害というものを完全になくすということはできませんので、国においてもそれに対する救済制度というものが設けられておまして、予防接種と健康被害との因果関係が厚生労働大臣に認定された方を迅速に救済し、給付を行うための予防接種健康被害救済制度というものがあまして、この制度については接種を受けた妊婦本人と生まれた子供の両方に適用されるというものでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員（登壇）では、私からは議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算の167ページ、10款教育費より教育支援センターに要する経費について伺います。

砂川学園の開校に当たり、学園校内に教育支援センターを開設し、不登校や不登校の傾向にある児童生徒への学習支援、教育支援、個々の事情に応じた生活相談業務を行うほか、保護者や学校等の関係機関と連携を図り、学校復帰に向けた支援業務を行うため計上されていますが、3点お伺いします。

1点目、設置場所とアクセスの妥当性についてということで、学園に設置することによるメリットと利用を促すための工夫について。

2点目が専門性と人員体制についてとして、予算は人件費が中心であり、指導員2名、会計年度任用職員は1名かと思いますが、勤務体制と業務内容、求められる専門資格の基準について。

3点目は、学校復帰の定義と出口の多様性ということで、学校復帰に向けた支援という目的、また出口がある中、本事業の成果をどのように測定し、次年度への事業評価につなげられるのか。

以上3点について1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 神島亘基君 ただいま3点ほどご質問がございましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、1つ目の教育支援センターの設置場所とアクセスの妥当性、それから利用促進のための工夫といった点についてですが、砂川市教育支援センターは不登校の状態にある児童生徒の学校生活への復帰を支援する施設であります。家庭や学校と連携し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等に取り組み、児童生徒の社会的自立を目指す場所であります。教育支援センターを学校内に設置することのメリットとしては、教育支援センターの職員と学校の教職員が連携を密にし、児童生徒の状況に応じた適切な支援を迅速に行うことが可能になる点が挙げられます。また、学校に戻るための第一歩として校舎内にある教育支援センターを利用することにより、心理的なハードルを徐々に下げながら学校生活への復帰に向けての見通しを持たせることが可能です。

次に、利用を促すための工夫としては、まず教育委員会では先月2月下旬に市内の小中学校の全保護者に向けて保護者アプリ、携帯で通知を受け取ることができるコドモンという保護者アプリがあるんですが、そちらで教育支援センター利用の手引を送付し、周知を図ったところであります。また、不登校の状態にある児童生徒に対しては、学校が家庭訪問や面談を行う際に教育支援センターの概要を丁寧に説明し、その中で利用の希望があった場合には早めに申請手続を進めて、砂川学園開校後に速やかに利用できるよう準備を整えてまいります。

続いて、2つ目の専門性と人員体制というところではありますが、職員の配置人数と勤務体制としては、教育支援センターの職員はスクールソーシャルワーカーと教員免許を所持している2名の指導員が勤務する予定となっております。児童生徒に寄り添いながら個々のニーズに応じた支援を行い、学校に対する抵抗感を可能な限り低減するよう努めてまいります。教育支援センターの指導員には、一般的に臨床心理士ですとか公認心理師、それから社会福祉士などといった専門資格が求められることが多いのですが、本市では現時点ではこういった資格を持つことを必須条件とはしておりませんが、より専門的な支援を提供するために指導に必要な資格を有する人材の確保に向けた体制づくりを進めてまいりたいと考えているところです。

続いて、3つ目の事業成果をどう次年度の取組につなげていくのかという点ではありますが、教育支援センターの取組の成果につきましては複数の指標を用いて効果を評価してまいります。具体的には、教育支援センターの利用者数の推移、不登校児童生徒数の減少率、あとは利用者アンケート等の実施により、その結果などを基に事業の改善点や新たなニーズの把握に努め、より質の高い効果的な支援が行えるよう努めてまいります。ですが、学校復帰に導くことを第一の目標とはしているところなのですが、個々の状況に合わせた柔軟な対応というものも必要と考えておりますので、そういったことにも心がけてまいります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。では、順次伺いたいんですけれども、1点目についてメリットと利用を促すための工夫についてということで答弁いただいたんですけれども、支援センター職員と学校職員との密な連携と、そしてアプリ等々による面談、周知ということです。不登校の傾向にある児童生徒というのは、学校そのものに行くというのに抵抗感があつたりする生徒が多いのかなと、そういった懸念はあるのかなとあるんですけれども、休みがちだったりする生徒が登校するとき、同じクラスの人だけではなくて多くの生徒の方とかが校門からいらっしゃる。皆さん同じ時間に通学すると思うので、多くの生徒と校門から校舎まで歩く、または保護者の方に玄関前付近まで送ってもらう生徒もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、そういった不登校の傾向にある、もしくはそういった方は多くの人に見られているような気がして登校するのなかなか嫌になってしまうのかなというのは、そういうことも考えられるかなとは思いますが、そういった場面に対するような物理的な配慮、動線の確保だったりとか、または心理的な配慮というのはどのように考えられているのかなというのを1点お伺いしたいのと、それと先ほどの2点目の人員体制と専門資格について答弁いただいたんですけれども、個々の事情に応じた生活相談というのを行うに当たって、通常行われるものとは別に家庭訪問などの活動というのは予定されているのかなと。というのも、保護者の方が移動手段がなかったり、または子供を一人にできないといったような理由で保護者の方が学校に直接

来て相談するのも難しい方もいらっしゃるのかなど。そういったときに支援センター側の職員等々が機動的に保護者のほうに向かうというような機動的な活動というのは想定されているのかを伺います。

それから、先ほど3点目について事業評価の仕方と学校復帰を第一の目標に柔軟な対応を取っていくというような答弁だったんですけれども、本事業における学校復帰の定義というのは元のクラス、教室に戻ることを指すのでしょうか。教育支援センターで過ごすことだったりとか、あとは好きな授業だけ受ける、給食だけ食べに来る、部活にだけ参加するとか、または学校に行かなくても本人が納得するような形で進路を見つける、勉強するというような、どのような形であったとしても本人が自分の居場所ですとか在り方を見つけるということが学校復帰でもあるのかなという考え方もできるのかなとは思いますが、別室登校ですとかオンライン学習による出席扱い等、様々な形で学びの形を認めていくような柔軟性というものは考えられているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 では、まず1つ目、ご質問のあった物理的な動線や心理的な配慮という点ですけれども、不登校の傾向にある児童生徒が学校そのものへ抵抗を感じる、そういった懸念につきましては、これはやはり私も重要な視点であると捉えております。この懸念を払拭するためには、物理的な動線の工夫や心理的配慮といったものが大変重要であると考えております。砂川市の教育支援センターが学校の校舎内に設置されているといったことを踏まえて、児童生徒が抵抗感なく通える環境を整える必要があることから、いわゆる一般の児童生徒が利用する正面玄関とは別にセンター専用の玄関を設けておまして、利用者が他の児童生徒の視線を気にすることなく出入りできるような配慮をしております。

それから、生活相談等を行うに当たって家庭訪問などの活動というのは想定されているのかというご質問だったかと思うんですけれども、教育支援センターにおける個別の相談につきましては、やはり個々の事情に応じた支援を進めていく上で大変重要なことであると認識しているところです。そのため、状況に応じては家庭訪問を含む機動的な活動といったものを想定しております。家庭訪問を実施することにより、児童生徒ですとか保護者の方が抱えている悩みですとか不安を直接伺う。そのことによって具体的かつ適切な支援を提供することが可能になるのではないかと考えているところです。また、児童生徒の生活状況ですとか家庭状況を把握し、必要に応じて福祉ですとか医療といった専門機関と連携しながら包括的な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、3つ目にありました別室登校ですとかオンライン学習による出席の取扱い、多様な学びを認めるという柔軟性はあるのかということですか、その前段で学校復帰の定義についてというお話だったかと思えますけれども、教育支援センターにおける学校復帰の定義につきましては、必ずしも児童生徒が所属している学級に戻ることを指している

ものではないと捉えていただければと思います。集団生活への適応、それからカウンセリング、学習指導、体験活動、こういったものを計画的に実施し、児童生徒一人一人の社会的自立を支援することというのが目的になっております。また、児童生徒への学習支援や生活相談、あるいは指導、これらは砂川学園内の教育支援センターで行うこととしておりますけれども、それが困難な場合には、本人及び保護者とも協議した上でということになります。例えば公民館の1室を借りて行うですとか、そういったことも想定しております。自宅以外の場所で活動することが困難な場合、場所を公民館に変えてもちょっと難しいという、そういったお子さんがいる可能性もありますので、そういった場合には例えば先ほどお話にあったようなオンラインによる指導を検討するですとか、児童生徒の個別の事情に合わせた柔軟な対応を取ってまいります。その際の出席の取扱いについては、文部科学省が不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習指導を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについてといったものを示しておりますので、これらに基づいて適切に処理することといたします。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。今裏口に専用の入り口というようなお話もあったんですけれども、自分で質疑しておいてなんですけれども、やはりどれだけ物理的に動線の配慮をされても、学校に行けないとか、門をくぐることもできないですし、ましてや家を出ることもできないような子もいらっしゃるかなというのは思うんですけれども、そういった生徒たち、周りから悪口だったりとか、暴力を受けたというわけでもなかったり、何気ない友達の言動や行動とかで学校へ行けなくなってしまうですとか、そもそも何で登校したくないとか、できないんだろうというような子もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、先ほどの質疑とまた同じようなことなんですけれども、そういった学園内のセンターに来られない子がいた場合はオンラインでの居場所づくりと、また家庭に手を差し伸べるような機能というのはあるのかなというのを1点お伺いしたいのと、2点目なんですけれども、保護者の方もやはり、どのように向き合っていくべきかというのは相談することで、今現在もそうなんですけれども、この先、未来に対する不安など精神的な負担というのを軽減することが保護者の方も相談員の方に相談することでそういった精神的な負担を軽減することはできるのかなと考えるんですけれども、支援センターというような場所をつくって終わりではなくて、支援センターに行きたいと思えるような内容を現場から考えていくというためにも支援員の知識向上等も必要なのかなというのは考えるんですけれども、そういったときに研修、または勉強会というものは想定されているのか伺いたしたいと思います。

それとまた、学園卒業後はどのような関わりが持たれていくのかなと、卒業後進路を決定している方、未決定という人もいると思うんですけれども、そういった方に対して追跡調査ではないんですけれども、高校進学後、不登校再発防止に向けた学園から次のステージ

への引継ぎ体制というようなものがあるのかをお伺いしたいと思います。

それから、3点目、様々な形で学びはあると思うんですけども、柔軟な対応していただければなと思っておりますが、不登校というのは保護者の方の孤立も心配かなと、深刻ではないかなと考えるんですけども、先生やソーシャルワーカーの方と保護者の方が話すということももちろん大事ではあると思うんですけども、保護者同士交流できるというか、話し合えるようなことも必要なかなと考えるんですけども、そういった保護者同士が交流できるような、または休息できるような支援も必要かなと思うんですけども、そういったものは事業として含まれているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 神島亘基君 まず、初めの個々の事情ですとか家庭環境によって教育支援センターに来ることが困難な児童生徒への対応といった点についてであります。先ほどご答弁申し上げたこととも重なる部分があるかと思うんですが、教育支援センターの職員が必要に応じて家庭訪問を行ったり、あるいは保護者と面談をしたりすることによって児童生徒が抱える問題ですとかニーズをしっかりと把握し、保護者との信頼関係を築きながら安心して学べる環境を整えていくための具体的な支援策を提案し、実施してまいりたいと考えております。

それから、教育支援センターで指導に当たる指導員のいろいろな資質向上というんでしょうか、そういったことに向けた研修会ですとか勉強会といったものは想定されているのかといった点でご質問があったかと思うんですけども、やはり不登校の状態にある児童生徒がまずは教育支援センターを利用してみたいと思える、そういった施設とするためには当然指導員の専門性の向上といったものがとても大切になってきます。砂川市における教育支援センターの開設に当たっては、来月開設されるわけですけども、これまでに他の市町のセンターの職員をお呼びして講話をしていただいたり、あるいは既に開設されているまちの様子を視察という形でちょっと勉強しに行ったり、運営上の留意点について知識を深める機会を我々も設けてまいりました。開設後におきましても、先ほどの答弁のとおり、より専門的な支援を提供するために専門資格を有する人材の確保に向けた体制づくりにも努めてまいりたいと考えているところです。

それから、卒業した後の教育支援センターを利用していた児童生徒への関わりについてといった部分のご質問があったかと思うんですけども、砂川学園に設置される教育支援センターの通室対象者につきましては、砂川学園に在籍する児童生徒のうち、学校生活への適応が困難であり、校長が通室の必要性を認めた者となっておりますので、基本的に卒業生というのは利用の対象外にはなります。ただ、一方で不登校の状態にある生徒が将来に希望を持って社会で自立できるように支援していくということはこの教育支援センターの重要な役割の一つでありますので、センターを利用していた生徒の中でもし卒業する時点で例えば進路が決定していない、そのままセンターの利用を終えたお子さんですとか進

学後の生活にやはり若干不安を抱えるような生徒に対しましては、卒業後も一定期間その動向を注視していくことが必要かなと考えているところです。また、高等学校等へ進学した後の不登校の再発防止と言っていいんでしょうか、そういったものに向けて砂川学園、それから高等学校及び教育支援センターが連携をして、配慮事項等を確実に進学先に引き継ぐといったような体制の構築にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、保護者同士が交流ですとか休息できるような支援も事業として含まれるのでしょうかというご質問があったかと思うんですけれども、ご質問のとおり不登校の状態にある児童生徒の保護者というのは恐らく孤立感ですとか不安感というものを抱えていることが多くて、その支援策を講じることは大変重要なことであります。教育支援センターでは、保護者との個別面談、家庭訪問のほかに親子での体験活動なども開催する計画でして、そういった場を通じて保護者間の交流なども生み出せればと考えているところです。こういった取組を通して保護者の孤立感、不安感を和らげていきたいと考えております。ただ、実施に当たりましては、児童生徒や保護者の意向といったものを最大限に尊重して、そういった取組がかえって精神的な負担となってしまうような、そういった配慮も含めて慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第8号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第9号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第10号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第11号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております18議案は、議長を除く議員全員で構成する第2予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

第2予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午前11時48分